

<h1>高知県公報</h1>	発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次	ページ
高知県教育委員会規則	
◎高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則	1
◎教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則	1
◎県費負担教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則	11
◎高知県立高等学校の通信教育に関する規則の一部を改正する規則	18
◎高知県立中学校及び高等学校教育課程実施規則の一部を改正する規則	18
◎高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の一部を改正する規則	18
◎高知県立高等学校学則の一部を改正する規則	18
◎高知県立中学校学則の一部を改正する規則	18
◎高知県立特別支援学校学則の一部を改正する規則	18
高知県教育委員会訓令	
◎高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程の一部を改正する訓令	19
◎高知県立学校職員の人事評価に関する規程の一部を改正する訓令	19
高知県教育長訓令	
◎教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令	26
高知県教育長告示	
◎告示（高知県保護有形文化財等の指定、選定及び認定の基準の定め）の一部改正	26

教育委員会規則

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成31年3月29日

高知県教育長 伊藤 博明

高知県教育委員会規則第2号

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

高知県教育委員会行政組織規則（昭和43年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。
第6条第1項中「高等学校課」を「高等学校課、高等学校振興

課」に改め、「新図書館整備課」を削り、同条第2項中「、再編振興室」を削る。

第13条第1号及び第9号中「この条において」を削り、同条第18号を削り、同条第19号中「県立高校の学科改編並びに」を削り、同号を同条第18号とし、同条中第20号を削り、第21号を第19号とし、第22号を第20号とし、第23号を第21号とする。

第13条の次に次の1条を加える。

（高等学校振興課）

第13条の2 高等学校振興課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 県立高校の再編及び振興に関すること。
- （2） 県立高校の学科改編に関すること。
- （3） 県立中学校及び県立高校の設置及び廃止並びに県立高校の課程等の設置及び廃止に関すること。

第14条中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

第15条第18号を同条第19号とし、同条第17号の次に次の1号を加える。

- （18） 高知県立図書館に関すること。

第15条の2を削る。

第22条中「企画調整部」を「総務企画部、次世代型教育推進部」に改める。

第23条第3項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項中「企画調整部」を「総務企画部」に改め、第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号から第8号までを削り、同項の次に次の1項を加える。

2 次世代型教育推進部の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 教育センターの事業の基本方針、年間計画の策定等に関すること。
- （2） 教職員並びに保育所、幼稚園、認定こども園及び認可外保育施設の職員の研修に関する企画及び調整に関すること。
- （3） 教育に関する専門的・技術的事項の調査研究の企画及び調整に関すること。
- （4） 教職員の情報教育に関する研修及び指導に関すること。
- （5） 遠隔教育及び情報教育の在り方に関する調査研究及び指導に関すること。
- （6） 教職員の人材育成のための学校組織の在り方に関すること。
- （7） 教育職員の資質・指導力向上に関すること。
- （8） 前各号に掲げるもののほか、教育センターの事業に関すること（所内の他の部の主管に属するものを除く。）。

第38条第1項の表高等学校課再編振興室の項を削る。

第39条第1項の表教育センターの項中「次長」を「次長 企画監」に改める。

第40条の表高知県立図書館協議会の項中「新図書館整備課」を「生涯学習課」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。



教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

高知県教育長 伊藤 博明

高知県教育委員会規則第3号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（昭和44年高知県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

- 第4条第5項中「附則第12項」を「附則第11項」に改める。
- 第5条第1項中「第18項」を「第17項」に、「第19項」を「第18項」に改める。

別表第1の1から5までを次のように改める。

1 小学校教諭免許状

適用区分	種別	基礎資格	在職年数	最低修得単位数	教科に関する専門的事項に関する科目		各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等			大学が独自に設定する科目												
					単位数	最低修得単位の配分			単位数													
						単位数	各教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目			道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目											
免許法別表第3	一種	小学校教諭二種免許状	5	45	4	21	14	各教科の指導法 5教科	5	2	5											
			6	40	4	19	12	4	4													
			7	35	3	17	11	3														
			8	30	3	15	10					2										
			9	25	2	13	8						3									
			10	20	2	11	7							2								
			11	15	1	9	6								1							
			12	10	1	7	4									2						
			3	25	2	10	13										8	各教科の指導法 3教科	3	2	5	
			4	20	2	11	7										7	2	1			
			5	15	1	9	6										7					4
			6	10	1	7	4															
	二種	小学校助教諭免許状	6	45	4	10	29			17	各教科の指導法 5教科									7	5	
7	40		4	26	15	6	4															
8	35		3	23	13	6		2														

			9	30	3			20	12		5		3	
			10	25	2			17	10	各教科の指導法 4教科	4		2	1
			11	20	2			14	8	各教科の指導法 3教科	3		1	
			12	15	1			11	6		2			
			13	10	1			8	4					
29年改正法附則第11項該当	3	15	3	15	5	10	教科のうち1以上	5	2	1	2	1		
			4	10				5	2	1	2	1		
29年改正法附則第12項該当	1	10	5	5	2	1	2	1	1					
29年改正法附則第13項該当	5	10	5	5	2	1	2	1						

- 注 1 「29年改正法」とは、教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和29年法律第158号）をいう。
- 2 二種免許状を有する者で、平成元年4月1日以後に教育職員に任命され、又は雇用されたものが在職年数12年を経過した日から3年の間に免許法別表第3備考第8号の規定による指定を受け、当該経過した日から3年を経過する日までに一種免許状を取得していない場合は、同表備考第10号の規定により翌日以後は最低修得単位数は45単位となる。

2 中学校教諭免許状

適用区分	種別	基礎資格	最低修得単位数			教科に関する専門的 事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は 教諭の教育の基礎的理解に関 する科目等	最低修得単位の配分			単位数					
			在職 年数	単位数	単位 数			各教 科の 指導 法に 関す る科 目	教育の 基礎的 理解に 関す る科 目	道徳、総合 的な学習の 時間等の指 導法及び生 徒指導、教 育相談等に 関する科目		単位数				
													単位 数	単位数	単位数	
免許法別表第3	一種	中学校教諭 二種免許状	5	45	10	免許法施行規則 第4条の表備考 第1号の科目の うち2/3以上の 科目 各1	16	8	5	3	4					
			6	40	9		15									
			7	35	8		14									
			8	30	7		13									
			9	25	6		12									
			10	20	5		10									
			11	15	4		8									
			12	10	3		5									
			3	25	6		10					免許法施行規則 第4条の表備考 第1号の科目の うち1/2以上の 科目 各1	5	3	2	4
			4	20	5		9									
			5	15	4		8									
			6	10	3		5									
			10	10	4		1科目以上					6	2	2	1	

適用区分	種別	基礎資格	最低修得単位数			教科に関する専門的 事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は 教諭の教育の基礎的理解に関 する科目等	最低修得単位の配分			単位数														
			在職 年数	単位数	単位 数			各教 科の 指導 法に 関す る科 目	教育の 基礎的 理解に 関す る科 目	道徳、総合 的な学習の 時間等の指 導法及び生 徒指導、教 育相談等に 関する科目		単位数													
													単位 数	単位数	単位数										
免許法別表第5	免	表イ該	9	20	6	則第5条の表 備考第1号の 科目のうち 1/2以上の科 目 各1	6	4	1科目以上	7	2	3	2	6											
			10	15	4										5										
			11	10	3										4										
			6	60	13										免許法施行規 則第5条の表 備考第1号の 科目について 各1以上	16	5	7	4	11					
			7	55	12																14				
			8	50	12																14				
			9	45	10										免許法施行規 則第5条の表 備考第1号の 科目のうち 2/3以上の科 目 各1	12	4	5	9	3	4	7	2	8	
			10	40	8																				9
			11	35	8																				9
			12	30	8																				9
			13	25	6										免許法施行規 則第5条の表 備考第1号の 科目のうち 1/2以上の科 目 各1	7	2	3	5	2	1	5	6		
			14	20	4																			5	
			15	15	4																			5	
			16	10	3										1科目以上	4	2	2	2	3					
			3	10	5										免許法施行規 則第5条の表 備考第1号の 当該実業教科 の科目につい て 各1以上 (科目数が単 位数より多い 場合は選択)	5	2	2	2	1					
			6	10	5																	2			

					第4条の表備考第1号の科目について各1以上					
	免許法別表第5備考第4号該当	6	10	5		5	2	1	1	

注 1 「29年改正法」とは、教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和29年法律第158号）をいう。

2 二種免許状を有する者で、平成元年4月1日以後に教育職員に任命され、又は雇用されたものが在職年数12年を経過した日から3年の間に免許法別表第3備考第8号の規定による指定を受け、当該経過した日から3年を経過する日までに関一免許状を取得していない場合は、同表備考第10号の規定により翌日以後は最低修得単位数は45単位となる。

3 高等学校教諭免許状

適用区分	種別	基礎資格	在職年数	最低修得単位数	教科に関する専門的事項に関する科目	各科目の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等			大学が独自に設定する科目		
						単位数	最低修得単位の配分			単位数	
							各教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目			道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
免許法別表第3	一 種	高等学校教諭免許状	5	45	10	免許法施行規則第5条の表備考第1号の科目のうち2/3以上の科目各1	12	4	5	3	8
			6	40	9		11				
			7	35	8		10				7
			8	30	7	免許法施行規則第5条の表備考第1号の科目のうち1/2以上の科目各1	9	3	4	2	6
			9	25	6		8		3		5
			10	20	5		7	2			4
			11	15	4		6		2	1	3
			12	10	3	1科目以上	4	1			
	免許法施行規則第11条第1項の表備考第3号及び第12条該当	3	25	5	免許法施行規則第5条の表備考第1号の科目のうち1/2以上の科目各1	7		3	2	8	
		4	20	4		6			1	7	
		5	15	3	1科目以上	5		2		6	
		6	10	3		4	1			3	

29年改正法附則第8項該当	10	90	20	免許法施行規則第5条の表備考第1号の科目について各1以上	24	8	10	6	16						
	11	85			22	7	9		14						
	12	80	18		16	19		8	5	13					
	13	75				6	17	7	4	11					
	14	70									14	14	5	6	3
	15	65				12	5	6	10						
	16	60	14			10	12	4	5	8					
	17	55									免許法施行規則第5条の表備考第1号の科目のうち2/3以上の科目各1	9	3	4	7
	18	50	12		7	2	3	6							
	19	45							6	25					
	20	40	10		7	20	2	3							
	21	35							5	7					
	22	30	8		4	10	3	8							
	23	25							4	1	3	2	7		
24	20	6	3	10	5	8									
25	15	4					3	10	5	8					
26	10	3	3	10	5	8									
免許法施行規則附則第38項及び第39項該当 (修業年限3)	4	45					10	免許法施行規則第5条の表備考第1号の科目のうち2/3以上の科目各1	9	3	4	2	7		
	5	40		免許法施行規則第5条の表備考第1号の科目について各1以上	4	1	3								
	6	35	8											3	10
	7	30		免許法施行規則第5条の表備考第1号の科目のうち1/2以上の科目各1	5	2	3								
8	25		免許法施行規則第5条の表備考第1号の科目のうち1/2以上の科目各1					4	2	3					

免許法別表第5	年)	6	7	3	2	6				
		9	20	2						
		10	15	4	5	2	1	5		
		11	10	3	4	1		3		
		12	30	8	9	3	4	7		
	同上 (修業年限2年)	6	60	13	免許法施行規則第5条の表備考第1号の科目について各1以上	16	5	7	4	11
		7	55	12		14		6		
		8	50	10		12		4	5	
		9	45	10		12	4	5	3	8
		10	40	8		9	3	4		7
		11	35	6		7	2	3	2	6
		12	30	4		5				
13	25	4	5							
14	20	3	4	2		1	5			
15	15		4							
16	10		4	2			3			
高等学校助教諭免許状(実習)	3	10	5	免許法施行規則第5条の表備考第1号の当該実業教科の科目について各1以上 (科目数が単位数より多い場合は選択)	5	2	2	1		
	6	10								
29年改正法附則第8項該当	6	10								
免	表イ該	3								

許 法 附 則 第 9 項	当									
	表ロ該 当	3	10	5	同上	5	2	2	1	/
	表ハ該 当	6								
表ニ該 当	3									

注 1 基礎資格が高等学校助教諭免許状である者又は免許法施行規則第11条第1項の表備考第3号及び第12条に該当する者が同表備考第2号の適用を受ける場合にあっては、その者の次の表に掲げる在職年数及び卒業した短期大学等で修得した教職に関する科目の単位数の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる教職に関する科目の単位数を修得しなければならない。この場合において、修得する単位数に係る教職に関する科目は、必修科目の中から選択するものとする。

(1) 基礎資格が高等学校助教諭免許状である者の場合

在職年数	卒業した短期大学等で修得した教職に関する科目の単位数			
	0単位	1単位	2単位	3単位
5年	4単位	3単位	2単位	1単位
6年	4単位	3単位	2単位	1単位
7年	3単位	2単位	2単位	1単位
8年	3単位	2単位	1単位	1単位
9年	2単位	1単位	1単位	0単位
10年	2単位	1単位	1単位	0単位
11年	2単位	0単位	0単位	0単位

(2) 基礎資格が免許法施行規則第11条第1項の表備考第3号及び第12条に該当する者の場合

在職年数	卒業した大学等で修得した教職に関する科目の単位数			
	0単位	1単位	2単位	3単位
3年	2単位	1単位	1単位	0単位

4年	2単位	1単位	1単位	0単位
5年	1単位	0単位	0単位	0単位

2 「29年改正法」とは、教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和29年法律第158号）をいう。

4 幼稚園教諭免許状

適用区分	種別	基礎資格	在職年数		最低修得単位数	領域に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	最低修得単位の配分				単位数	大学が独自に設定する科目						
			単位数					単位数	保育内容の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目								
			単位数	単位数										単位数	単位数				
免許法別表第3	一種	幼稚園教諭二種免許状	5	45	4	免許法施行規則第2条の表備考第1号の科目のうち1以上の科目	20	13	6	1	6								
			6	40	4		18	12	5		5								
			7	35	3		16	10											
			8	30	3		14	9	4										
			9	25	2		12	8	3										
			10	20	2		10	6											
			11	15	1		8	5	2										
			12	10	1		7	4											
			二種	幼稚園助教諭免許状	6		45	5	規則第2条免許法施行の表備考第1号の科目のうち1以		30			18	9	3			
					7		40	4			27			16	8				
					8		35	3			24			14	7				

		9	30	3	上の科目			21	13	6	2	
		10	25	2				18	11	5		
		11	20	2				15	9	4	1	
		12	15	1				12	7			
		13	10	1				9	5	3		
29年改正法 附則第11項 該当	3	15	5	同上	5	1	2	1				
	4	10										
29年改正法 附則第12項 該当	1	10	5	同上	5	1	2	1				

注 「29年改正法」とは、教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和29年法律第158号）をいう。

5 養護教諭免許状

適用区分	種別	基礎資格	在職年数	最低修得単位数	養護に関する科目				養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等			大学が独自に設定する科目	
					単位数	最低修得単位の配分			単位数	最低修得単位の配分			単位数
						衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。）	学校保健	養護概説		栄養学（食品学を含む。）	教育の基礎的理解に関する科目		
免許法別表第6	一種	養護教諭二種免許状	3	20	8				6			2	
			4	15	7	2	2	2	5	2	2	1	
			5	10	6				4				
			免許法施行規則第12条及び第17条第1項の表備考該当	1	10	4	1	1	1	3	任意	2	
			免許法別表第6備考第1号該当	1	10	4	1	1	1	3	任意		
	二種	養護助教諭免許状	6	30	14				8	4	4	2	
7			25	12				7	3				
8			20	10	2	2	2	6	2	2	1		
9			15	8				5					
10			10	6				4					
				免許法別表第6備考第				1	1	1	3	任意	

		2号該当	/										
		29年改正法附則第18項該当	3	10	6	1	1	1	2	任意			

注 「29年改正法」とは、教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和29年法律第158号）をいう。

別表第1の7を次のように改める。

7 栄養教諭免許状

適用区分	種別	基礎資格	在職年数	最低修得単位数	管理栄養士学校指定規則別表第1に掲げる教育内容に係る科目	栄養に係る教育に関する科目	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		大学が独自に設定する科目			
					単位数	必修科目	単位数	最低修得単位の配分		単位数		
								教育の基礎的理解に関する科目			道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	
免許法別表第6の2	一種免許状	栄養教諭二種免許状	3	40	32	5科目以上	2	6	2	2	/	
			4	35	28			5				
			5	30	24			4				
			6	25	20			3				
			7	20	16	3科目以上	1	3	1	1		
			8	15	12							2
			9	10	7							

別表第2を次のように改める。

別表第2（第14条関係）

受けようとする免許状の種類	有することを必要とする学校の免許状	最低在職年数に加える在職年数	最低修得単位数						
			教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目				大学が独自に設定する科目
					道徳の理論及び指導法	生徒指導の理論及び方法	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	
小学校教諭二種免許状	幼稚園教諭普通免許状	1	/	7	1	2			/
	中学校教諭普通免許状	1	/	7	/	2			/
中学校教諭二種免許状	小学校教諭普通免許状	1	7	2	/	2			/
		2	5	1	/	2			/
高等学校教諭一種免許状	高等学校教諭普通免許状	1	/	1	1	1			3
	中学校教諭普通免許状（二種免許状を除く。）	1	/	1	/	2			6

- 注 1 最低在職年数に加える在職年数とは、免許法施行規則第18条の2の表備考第4号に規定する実務証明責任者の証明を有する在職年数をいう。
- 2 この表における教科に関する専門的事項に関する科目、各教科の指導法に関する科目及び大学が独自に設定する科目の修得方法については、免許法施行規則第18条の2の表備考第1号から第3号までに規定する修得方法の例による。
- 3 小学校教諭二種免許状の授与を受けようとする際のこの表及び免許法施行規則第18条の4の各教科の指導法に関する科目の修得方法については、(1)及び(2)に定めるところによる。
- (1) 各教科の指導法に関する科目の最低修得単位数が7の場合にあっては、4以上の教科の指導法に関する科目について、次のとおり修得するものとする。
- ア 4の教科の指導法に関する科目を修得するときは、3以上の教科の指導法に関する科目についてのそれぞれ2単位以上を含むものとする。

イ 5以上の教科の指導法に関する科目を修得するときは、2以上の教科の指導法に関する科目についてのそれぞれ2単位以上及び3以上の教科の指導法に関する科目についてのそれぞれ1単位以上を含むものとする。

(2) 各教科の指導法に関する科目の最低修得単位数が5の場合にあつては、3以上の教科の指導法に関する科目について、次のとおり修得するものとする。

ア 3の教科の指導法に関する科目を修得するときは、2以上の教科の指導法に関する科目についてのそれぞれ2単位以上を含むものとする。

イ 4の教科の指導法に関する科目を修得するときは、1以上の教科の指導法に関する科目についての2単位以上及び3以上の教科の指導法に関する科目についてのそれぞれ1単位以上を含むものとする。

ウ 5以上の教科の指導法に関する科目を修得するときは、それぞれ1単位以上を含むものとする。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。



県費負担教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

高知県教育長 伊藤 博明

高知県教育委員会規則第4号

県費負担教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

県費負担教職員の人事評価に関する規則（平成17年高知県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第5条関係）

年度

所属	
----	--

目標設定シート【校長用】

氏名	生年月日	年 月 日	在職年数	通算	
	年齢	歳（4月1日現在）		現所属	
目指す学校像					
昨年度の成果と課題（学校評価等も踏まえて記入してください。）					

1 学校経営における目標

学校経営における課題を3つ選び、その課題をどのような状態へと改善していくのか目標を①～③に記入してください。また、業務改善の目標について④に記入してください。さらに、その目標ごとに実現の困難度を「高・普・低」で記入してください。

	目標	困難度	目標達成の手立て	中間確認	成果と課題	自己評価
①						
②						
③						
④						

2 能力目標

現在の職務遂行や将来的な能力発揮のために、今年度意識して伸ばしたい要素の「今年度の重点目標」欄に軽重に応じて「◎・○・△」を付けてください。また、◎を付けた項目については、手立ても記入してください。

要素	能力	求められる水準	今年度の重点目標	手立て	自己評価
⑤					
⑥					
⑦					
⑧					

3 職務に取り組む態度

次のような水準が求められています。

	態度	求められる水準	自己評価
⑨			
⑩			
⑪			

4 市町村独自設定項目

各市町村教育委員会から指定された事項について目標等を記入してください。記入方法は、1に準じます。

目標	困難度	目標達成の手立て	中間確認	成果と課題	自己評価

5 研修に対する取組

職務遂行や能力向上に当たって、自己研鑽^{けんさん}の取組や受講しようとする研修について記入してください。

目標	目標達成の手立て	中間確認	成果と課題

6 人事評価書の開示希望

2次評価後の人事評価書の開示を希望する場合は、□にレを付けてください。

番号

年度教職員人事評価書【校長用】

評価期間	年 月 日～ 年 月 日					
所属	立		ふりがな	性別		
	学校	職名			氏名	
所属コード	現所属異動日	年 月 日	生年月日	年 月 日		
職員番号	在職年数	通算在職年数 (年) 現所属在職年数 (年)	年齢	(年 月 日現在) 歳		
勤務についての特記事項						
評価項目			2次評価	特記事項		
成果	①					
	②					
	③					
	④					
能力目標	要素	能力	求められる水準	2次評価	特記事項	
	⑤					
	⑥					
	⑦					
職務に取り組む態度		態度	求められる水準	2次評価	特記事項	
	⑧					
	⑨					
市町村独自設定項目						
2次評価者（職名・氏名） ㊞						

【校長用】

			職員氏名		
評価項目			1次評価	特記事項	
成果	①				
	②				
	③				
	④				
能力目標	要素	能力	求められる水準	1次評価	特記事項
	⑤				
	⑥				
	⑦				
職務に取り組む態度		態度	求められる水準	1次評価	特記事項
	⑧				
	⑨				
市町村独自設定項目					
1次評価者（職名・氏名）				㊞	

第2号様式（第5条関係）

年度

所属

目標設定シート【副校長・教頭用】

氏名	生年月日	年 月 日	在職年数	通算	現所属
	年齢	歳（4月1日現在）			
目指す学校像					
昨年度の成果と課題（学校評価等も踏まえて記入してください。）					

1 重点とする職務の目標

教科等の指導、教科等以外の指導、分掌業務等現在担当している職務の中から取り組むべき課題を3つ選び、その課題をどのような状態へと改善していくか目標を①～③に記入してください。また、業務改善の目標について④に記入してください。さらに、その目標ごとに実現の困難度を「高・普・低」で記入してください。

	目標	困難度	目標達成の手立て	中間確認	成果と課題	自己評価
①						
②						
③						
④						

2 能力目標

現在の職務遂行や将来的な能力発揮のために、今年度意識して伸ばしたい要素の「今年度の重点目標」欄に軽重に応じて「◎・○・△」を付けてください。また、◎を付けた項目については、手立ても記入してください。

要素	能力	求められる水準	今年度の重点目標	手立て	自己評価
⑤					
⑥					
⑦					
⑧					

3 職務に取り組む態度

次のような水準が求められています。

	態度	求められる水準	自己評価
⑨			
⑩			
⑪			

4 市町村独自設定項目

各市町村教育委員会から指定された事項について目標等を記入してください。記入方法は、1に準じます。

目標	困難度	目標達成の手立て	中間確認	成果と課題	自己評価

5 研修に対する取組

職務遂行や能力向上に当たって、自己研鑽けんさんの取組や受講しようとする研修について記入してください。

目標	目標達成の手立て	中間確認	成果と課題

6 人事評価書の開示希望

2次評価後の人事評価書の開示を希望する場合は、□にレを付けてください。

番号

年度教職員人事評価書【副校長・教頭用】

評価期間	年 月 日～ 年 月 日					
所属	立	職名	ふりがな	性別		
	学校				氏名	
所属コード	現所属異動日	年 月 日	生年月日	年 月 日		
職員番号	在職年数	通算在職年数 (年) 現所属在職年数 (年)	年齢	(年 月 日現在) 歳		
勤務についての特記事項						
評価項目			2次評価	特記事項		
成果	①					
	②					
	③					
	④					
能力目標	要素	能力	求められる水準	2次評価	特記事項	
	⑤					
	⑥					
	⑦					
職務に取り組む態度		態度	求められる水準	2次評価	特記事項	
	⑧					
	⑨					
	⑩					
市町村独自設定項目						
2次評価者（職名・氏名）		㊸				

【副校長・教頭用】

			職員氏名		
評価項目			1次評価	特記事項	
成果	①				
	②				
	③				
	④				
能力目標	要素	能力	求められる水準	1次評価	特記事項
	⑤				
	⑥				
	⑦				
職務に取り組む態度		態度	求められる水準	1次評価	特記事項
	⑧				
	⑨				
	⑩				
市町村独自設定項目					
1次評価者（職名・氏名）		㊸			

第3号様式（第5条関係）

年度

所属	
----	--

目標設定シート【 用】

氏名	生年月日	年 月 日	在職年数	通算	
	年齢	歳（4月1日現在）		現所属	
分掌業務					
目指す学校像					
目指す児童生徒像					
昨年度の成果と課題（学校評価等も踏まえて記入してください。）					

1 重点とする職務の目標

教科等の指導、教科等以外の指導、分掌業務等現在担当している職務の中から取り組むべき課題を3つ選び、その課題をどのような状態へと改善していくのか目標を記入してください。また、その目標ごとに実現の困難度を「高・普・低」で記入してください。

	自己目標	困難度	目標達成の手立て	中間確認	成果と課題	自己評価
①						
②						
③						

2 能力目標

現在の職務遂行や将来的な能力発揮のために、今年度意識して伸ばしたい要素の「今年度の重点目標」欄に軽重に応じて「◎・○・△」を付けてください。また、◎を付けた項目については、手立ても記入してください。

要素	能力	求められる水準	今年度の重点目標	手立て	自己評価
④					
⑤					
⑥					
⑦					

3 職務に取り組む態度

次のような水準が求められています。

	態度	求められる水準	自己評価
⑧			
⑨			
⑩			

4 市町村独自設定項目

各市町村教育委員会から指定された事項について自己目標等を記入してください。記入方法は、1に準じます。

自己目標	困難度	目標達成の手立て	中間確認	成果と課題	自己評価

5 研修に対する取組

職務遂行や能力向上に当たって、自己研鑽^{けんさん}の取組や受講しようとする研修について記入してください。

自己目標	目標達成の手立て	中間確認	成果と課題

6 人事評価書の開示希望

2次評価後の人事評価書の開示を希望する場合は、□にレを付けてください。

番号	
定期評価	
条件評価	

年度教職員人事評価書【 用】

評価期間	年 月 日～ 年 月 日				
所属	立	職名			
	学校				
所属コード	現所属 異動日	年 月 日			
職員番号	在職年 数	通算在職年数 (年) 現所属在職年数 (年)			
勤務について の特記事項					
	ふりがな	性別			
	氏名				
	生年月日	年 月 日			
	年齢	歳 (年 月 日現在)			
評価項目	2次 評価	特記事項			
成果	①				
	②				
	③				
能力 目標	要素	能力	求められる水準	2次 評価	特記事項
	④				
	⑤				
	⑥				
	⑦				
職務に 取り組む 態度	態度	求められる水準	2次 評価	特記事項	
	⑧				
	⑨				
⑩					
市町村独自設定項目					
2次評価者（職名・氏名）		㊟			

【 用】

	職員氏名				
	評価項目	1次 評価	特記事項		
成果	①				
	②				
	③				
能力 目標	要素	能力	求められる水準	1次 評価	特記事項
	④				
	⑤				
	⑥				
	⑦				
職務に 取り組む 態度	態度	求められる水準	1次 評価	特記事項	
	⑧				
	⑨				
⑩					
市町村独自設定項目					
1次評価者（職名・氏名）		㊟			

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

高知県立高等学校の通信教育に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

高知県教育長 伊藤 博明

高知県教育委員会規則第5号**高知県立高等学校の通信教育に関する規則の一部を改正する規則**

第1条 高知県立高等学校の通信教育に関する規則（昭和34年高知県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第10条中「高等学校学習指導要領（）」を「高等学校学習指導要領（平成21年3月文部科学省告示第34号。）」に改める。

第2条 高知県立高等学校の通信教育に関する規則の一部を次のように改正する。

第10条中「平成21年3月文部科学省告示第34号」を「平成30年3月文部科学省告示第68号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成34年4月1日から施行する。

高知県立中学校及び高等学校教育課程実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

高知県教育長 伊藤 博明

高知県教育委員会規則第6号**高知県立中学校及び高等学校教育課程実施規則の一部を改正する規則**

第1条 高知県立中学校及び高等学校教育課程実施規則（昭和47年高知県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成10年12月文部省告示第176号」を「平成20年3月文部科学省告示第28号」に改める。

付則に次の1項を加える。

（平成31年4月1日から平成34年3月31日までの間に高等学校に入学する生徒に関する特例）

3 平成31年4月1日から平成34年3月31日までの間において高等学校の第1学年に入学する生徒（同日前に高等学校に入学し、同一の学年に在学することとなった生徒を含む。）に関する第2条及び第3条の規定の適用については、これらの規定中「総合的な学習の時間」とあるのは「総合的な探究の時間」とする。

第2条 高知県立中学校及び高等学校教育課程実施規則の一部を次のように改正する。

第1条中「平成20年3月文部科学省告示第28号」を「平成29年3月文部科学省告示第64号」に改める。

第3条 高知県立中学校及び高等学校教育課程実施規則の一部を次のように改正する。

第1条中「平成21年3月文部科学省告示第34号」を「平成30年3月文部科学省告示第68号」に改める。

第2条及び第3条中「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成33年4月1日から、第3条の規定は平成34年4月1日から施行する。

高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

高知県教育長 伊藤 博明

高知県教育委員会規則第7号**高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の一部を改正する規則**

高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則（昭和48年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

本則の表高知県立山田高等学校の項を次のように改める。

高知県立山田高等学校	本校	全日制の課程	普通科 商業に関する学科 ビジネス探究科 その他専門学科 グローバル探究科
		定時制の課程	普通科

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成32年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の規定により設置された高知県立山田高等学校の全日制の課程の商業科（以下この項において「商業科」という。）は、この規則による改正後の高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則

の規定にかかわらず、平成32年3月31日に商業科に在学する者が商業科に在学しなくなるまでの間、なお存続するものとする。

高知県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

高知県教育長 伊藤 博明

高知県教育委員会規則第8号**高知県立高等学校学則の一部を改正する規則**

第1条 高知県立高等学校学則（平成3年高知県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第10条中「平成11年3月文部省告示第58号」を「平成21年3月文部科学省告示第34号」に改める。

第2条 高知県立高等学校学則の一部を次のように改正する。

第10条中「平成21年3月文部科学省告示第34号」を「平成30年3月文部科学省告示第68号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成34年4月1日から施行する。

高知県立中学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

高知県教育長 伊藤 博明

高知県教育委員会規則第9号**高知県立中学校学則の一部を改正する規則**

第1条 高知県立中学校学則（平成13年高知県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第9条中「平成10年12月文部省告示第176号」を「平成20年3月文部科学省告示第28号」に改める。

第2条 高知県立中学校学則の一部を次のように改正する。

第9条中「平成20年3月文部科学省告示第28号」を「平成29年3月文部科学省告示第64号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成33年4月1日から施行する。

高知県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

高知県教育長 伊藤 博明

高知県教育委員会規則第10号

高知県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

第1条 高知県立特別支援学校学則（平成3年高知県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「特別支援学校幼稚部教育要領」を「特別支援学校幼稚部教育要領（平成29年4月文部科学省告示第72号）」に、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」を「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成21年3月文部科学省告示第36号）」に、「特別支援学校高等部学習指導要領」を「特別支援学校高等部学習指導要領（平成21年3月文部科学省告示第37号）」に改める。

第2条 高知県立特別支援学校学則の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「平成21年3月文部科学省告示第36号」を「平成29年4月文部科学省告示第73号」に改める。

第3条 高知県立特別支援学校学則の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「平成21年3月文部科学省告示第37号」を「平成31年2月文部科学省告示第14号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成32年4月1日から、第3条の規定は平成34年4月1日から施行する。

教 育 委 員 会 訓 令

高知県教育委員会訓令第1号

教育委員会事務局
各 教 育 機 関

高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月29日

高知県教育長 伊藤 博明

高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程の一部を改正する訓令

高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程（平成14年3月高知県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第5条の表教育機関の高知県教育センター所長の項を次のように改める。

高知県教育センター所長	次長	企画監（担当する事務に限る。）	
		部長（担当する事務に	

限る。）

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

~~~~~  
高知県教育委員会訓令第2号

教育委員会事務局  
各 教 育 機 関

高知県立学校職員の人事評価に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月29日

高知県教育長 伊藤 博明

高知県立学校職員の人事評価に関する規程の一部を改正する訓令

高知県立学校職員の人事評価に関する規程（平成17年3月高知県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

**別記**

**第1号様式**（第5条関係）

年度

|    |  |
|----|--|
| 所属 |  |
|----|--|

目標設定シート【校長用】

|                                |      |           |      |     |  |
|--------------------------------|------|-----------|------|-----|--|
| 氏名                             | 生年月日 | 年 月 日     | 在職年数 | 通算  |  |
|                                | 年齢   | 歳（4月1日現在） |      | 現所属 |  |
| 目指す学校像                         |      |           |      |     |  |
| 昨年度の成果と課題（学校評価等も踏まえて記入してください。） |      |           |      |     |  |

1 学校経営における目標

学校経営における課題を3つ選び、その課題をどのような状態へと改善していくのか目標を①～③に記入してください。また、業務改善の目標について④に記入してください。さらに、その目標ごとに実現の困難度を「高・普・低」で記入してください。

|   | 目標 | 困難度 | 目標達成の手立て | 中間確認 | 成果と課題 | 自己評価 |
|---|----|-----|----------|------|-------|------|
| ① |    |     |          |      |       |      |
| ② |    |     |          |      |       |      |
| ③ |    |     |          |      |       |      |
| ④ |    |     |          |      |       |      |

2 能力目標

現在の職務遂行や将来的な能力発揮のために、今年度意識して伸ばしたい要素の「今年度の重点目標」欄に軽重に応じて「◎・○・△」を付けてください。また、◎を付けた項目については、手立ても記入してください。

| 要素 | 能力 | 求められる水準 | 今年度の重点目標 | 手立て | 自己評価 |
|----|----|---------|----------|-----|------|
| ⑤  |    |         |          |     |      |
| ⑥  |    |         |          |     |      |
| ⑦  |    |         |          |     |      |
| ⑧  |    |         |          |     |      |

3 職務に取り組む態度

次のような水準が求められています。

|   | 態度 | 求められる水準 | 自己評価 |
|---|----|---------|------|
| ⑨ |    |         |      |
| ⑩ |    |         |      |
| ⑪ |    |         |      |

4 研修に対する取組

職務遂行や能力向上に当たって、自己研鑽<sup>けんけん</sup>の取組や受講しようとする研修について記入してください。

| 目標 | 目標達成の手立て | 中間確認 | 成果と課題 |
|----|----------|------|-------|
|    |          |      |       |

5 人事評価書の開示希望

2次評価後の人事評価書の開示を希望する場合は、□にレを付けてください。

番号

年度教職員人事評価書【校長用】

|                   |              |                             |         |              |      |  |
|-------------------|--------------|-----------------------------|---------|--------------|------|--|
| 評価期間              | 年 月 日～ 年 月 日 |                             |         |              |      |  |
| 所属                | 立            | 職名                          | ふりがな    | 性別           |      |  |
|                   | 学校           |                             | 氏名      |              |      |  |
| 所属コード             | 現所属異動日       | 年 月 日                       | 生年月日    | 年 月 日        |      |  |
| 職員番号              | 在職年数         | 通算在職年数 ( 年)<br>現所属在職年数 ( 年) | 年齢      | ( 年 月 日現在) 歳 |      |  |
| 勤務についての特記事項       |              |                             |         |              |      |  |
| 評価項目              |              |                             |         | 2次評価         | 特記事項 |  |
| 成果                | ①            |                             |         |              |      |  |
|                   | ②            |                             |         |              |      |  |
|                   | ③            |                             |         |              |      |  |
|                   | ④            |                             |         |              |      |  |
| 能力目標              | 要素           | 能力                          | 求められる水準 | 2次評価         | 特記事項 |  |
|                   | ⑤            |                             |         |              |      |  |
|                   | ⑥            |                             |         |              |      |  |
|                   | ⑦            |                             |         |              |      |  |
|                   | ⑧            |                             |         |              |      |  |
| 職務に<br>取り組む<br>態度 | 態度           |                             | 求められる水準 | 2次評価         | 特記事項 |  |
|                   | ⑨            |                             |         |              |      |  |
|                   | ⑩            |                             |         |              |      |  |
|                   | ⑪            |                             |         |              |      |  |
| 2次評価者（職名・氏名）      |              | ㊟                           |         |              |      |  |

【校長用】

|                   |    |    |         |      |      |  |
|-------------------|----|----|---------|------|------|--|
|                   |    |    | 職員氏名    |      |      |  |
| 評価項目              |    |    | 1次評価    | 特記事項 |      |  |
| 成果                | ①  |    |         |      |      |  |
|                   | ②  |    |         |      |      |  |
|                   | ③  |    |         |      |      |  |
|                   | ④  |    |         |      |      |  |
| 能力目標              | 要素 | 能力 | 求められる水準 | 1次評価 | 特記事項 |  |
|                   | ⑤  |    |         |      |      |  |
|                   | ⑥  |    |         |      |      |  |
|                   | ⑦  |    |         |      |      |  |
|                   | ⑧  |    |         |      |      |  |
| 職務に<br>取り組む<br>態度 | 態度 |    | 求められる水準 | 1次評価 | 特記事項 |  |
|                   | ⑨  |    |         |      |      |  |
|                   | ⑩  |    |         |      |      |  |
|                   | ⑪  |    |         |      |      |  |
| 1次評価者（職名・氏名）      |    |    | ㊟       |      |      |  |

**第2号様式**（第5条関係）

年度

|    |  |
|----|--|
| 所属 |  |
|----|--|

目標設定シート【副校長・教頭・船長・事務長（2等級）用】

|                                |      |           |      |     |  |
|--------------------------------|------|-----------|------|-----|--|
| 氏名                             | 生年月日 | 年 月 日     | 在職年数 | 通算  |  |
|                                | 年齢   | 歳（4月1日現在） |      | 現所属 |  |
| 目指す学校像                         |      |           |      |     |  |
| 昨年度の成果と課題（学校評価等も踏まえて記入してください。） |      |           |      |     |  |

1 重点とする職務の目標

教科等の指導、教科等以外の指導、分掌業務等現在担当している職務の中から取り組むべき課題を3つ選び、その課題をどのような状態へと改善していくのか目標を①～③に記入してください。また、業務改善の目標について④に記入してください。さらに、その目標ごとに実現の困難度を「高・普・低」で記入してください。

|   | 目標 | 困難度 | 目標達成の手立て | 中間確認 | 成果と課題 | 自己評価 |
|---|----|-----|----------|------|-------|------|
| ① |    |     |          |      |       |      |
| ② |    |     |          |      |       |      |
| ③ |    |     |          |      |       |      |
| ④ |    |     |          |      |       |      |

2 能力目標

現在の職務遂行や将来的な能力発揮のために、今年度意識して伸ばしたい要素の「今年度の重点目標」欄に軽重に応じて「◎・○・△」を付けてください。また、◎を付けた項目については、手立ても記入してください。

| 要素 | 能力 | 求められる水準 | 今年度の重点目標 | 手立て | 自己評価 |
|----|----|---------|----------|-----|------|
| ⑤  |    |         |          |     |      |
| ⑥  |    |         |          |     |      |
| ⑦  |    |         |          |     |      |
| ⑧  |    |         |          |     |      |

3 職務に取り組む態度

次のような水準が求められています。

|   | 態度 | 求められる水準 | 自己評価 |
|---|----|---------|------|
| ⑨ |    |         |      |
| ⑩ |    |         |      |
| ⑪ |    |         |      |

4 研修に対する取組

職務遂行や能力向上に当たって、自己研鑽<sup>けんさん</sup>の取組や受講しようとする研修について記入してください。

| 目標 | 目標達成の手立て | 中間確認 | 成果と課題 |
|----|----------|------|-------|
|    |          |      |       |

5 人事評価書の開示希望

2次評価後の人事評価書の開示を希望する場合は、□にレを付けてください。

番号

年度教職員人事評価書【副校長・教頭・船長・事務長（2等級）用】

|                   |              |                         |         |       |           |  |
|-------------------|--------------|-------------------------|---------|-------|-----------|--|
| 評価期間              | 年 月 日～ 年 月 日 |                         |         |       |           |  |
| 所属                | 立            | 職名                      | ふりがな    | 性別    |           |  |
|                   | 学校           |                         | 氏名      |       |           |  |
| 所属コード             | 現所属異動日       | 年 月 日                   | 生年月日    | 年 月 日 |           |  |
| 職員番号              | 在職年数         | 通算在職年数（年）<br>現所属在職年数（年） | 年齢      | 歳     | （年 月 日現在） |  |
| 勤務についての特記事項       |              |                         |         |       |           |  |
| 評価項目              |              |                         |         | 2次評価  | 特記事項      |  |
| 成果                | ①            |                         |         |       |           |  |
|                   | ②            |                         |         |       |           |  |
|                   | ③            |                         |         |       |           |  |
|                   | ④            |                         |         |       |           |  |
| 能力目標              | 要素           | 能力                      | 求められる水準 | 2次評価  | 特記事項      |  |
|                   | ⑤            |                         |         |       |           |  |
|                   | ⑥            |                         |         |       |           |  |
|                   | ⑦            |                         |         |       |           |  |
|                   | ⑧            |                         |         |       |           |  |
| 職務に<br>取り組む<br>態度 | 態度           |                         | 求められる水準 | 2次評価  | 特記事項      |  |
|                   | ⑨            |                         |         |       |           |  |
|                   | ⑩            |                         |         |       |           |  |
|                   | ⑪            |                         |         |       |           |  |
| 2次評価者（職名・氏名）      |              |                         | ㊟       |       |           |  |

【副校長・教頭・船長・事務長（2等級）用】

|                   |    |    |         |      |      |  |
|-------------------|----|----|---------|------|------|--|
|                   |    |    | 職員氏名    |      |      |  |
| 評価項目              |    |    | 1次評価    | 特記事項 |      |  |
| 成果                | ①  |    |         |      |      |  |
|                   | ②  |    |         |      |      |  |
|                   | ③  |    |         |      |      |  |
|                   | ④  |    |         |      |      |  |
| 能力目標              | 要素 | 能力 | 求められる水準 | 1次評価 | 特記事項 |  |
|                   | ⑤  |    |         |      |      |  |
|                   | ⑥  |    |         |      |      |  |
|                   | ⑦  |    |         |      |      |  |
|                   | ⑧  |    |         |      |      |  |
| 職務に<br>取り組む<br>態度 | 態度 |    | 求められる水準 | 1次評価 | 特記事項 |  |
|                   | ⑨  |    |         |      |      |  |
|                   | ⑩  |    |         |      |      |  |
|                   | ⑪  |    |         |      |      |  |
| 1次評価者（職名・氏名）      |    |    | ㊟       |      |      |  |

**第3号様式**（第5条関係）

年度

|    |  |
|----|--|
| 所属 |  |
|----|--|

目標設定シート【 用】

|                                |  |      |           |      |     |  |
|--------------------------------|--|------|-----------|------|-----|--|
| 氏名                             |  | 生年月日 | 年 月 日     | 在職年数 | 通算  |  |
|                                |  | 年齢   | 歳（4月1日現在） |      | 現所属 |  |
| 分掌業務                           |  |      |           |      |     |  |
| 目指す学校像                         |  |      |           |      |     |  |
| 目指す児童生徒像                       |  |      |           |      |     |  |
| 昨年度の成果と課題（学校評価等も踏まえて記入してください。） |  |      |           |      |     |  |

1 重点とする職務の目標

教科等の指導、教科等以外の指導、分掌業務等現在担当している職務の中から取り組むべき課題を3つ選び、その課題をどのような状態へと改善していくのか目標を記入してください。また、その目標ごとに実現の困難度を「高・普・低」で記入してください。

|   | 自己目標 | 困難度 | 目標達成の手立て | 中間確認 | 成果と課題 | 自己評価 |
|---|------|-----|----------|------|-------|------|
| ① |      |     |          |      |       |      |
| ② |      |     |          |      |       |      |
| ③ |      |     |          |      |       |      |

2 能力目標

現在の職務遂行や将来的な能力発揮のために、今年度意識して伸ばしたい要素の「今年度の重点目標」欄に軽重に応じて「◎・○・△」を付けてください。また、◎を付けた項目については、手立ても記入してください。

| 要素 | 能力 | 求められる水準 | 今年度の重点目標 | 手立て | 自己評価 |
|----|----|---------|----------|-----|------|
| ④  |    |         |          |     |      |
| ⑤  |    |         |          |     |      |
| ⑥  |    |         |          |     |      |
| ⑦  |    |         |          |     |      |

3 職務に取り組む態度

次のような水準が求められています。

|   | 態度 | 求められる水準 | 自己評価 |
|---|----|---------|------|
| ⑧ |    |         |      |
| ⑨ |    |         |      |
| ⑩ |    |         |      |

4 研修に対する取組

職務遂行や能力向上に当たって、自己研鑽<sup>きんせん</sup>の取組や受講しようとする研修について記入してください。

| 自己目標 | 目標達成の手立て | 中間確認 | 成果と課題 |
|------|----------|------|-------|
|      |          |      |       |

5 人事評価書の開示希望

2次評価後の人事評価書の開示を希望する場合は、□にレを付けてください。



|      |  |
|------|--|
| 番号   |  |
| 定期評価 |  |
| 条件評価 |  |

年度教職員人事評価書【 用】

|              |              |         |
|--------------|--------------|---------|
| 評価期間         | 年 月 日～ 年 月 日 |         |
| 所属           | 立            | 職名      |
|              | 学校           | 氏名      |
| 所属コード        | 現所属異動日       | 生年月日    |
| 職員番号         | 在職年数         | 年齢      |
| 勤務についての特記事項  |              |         |
| 評価項目         |              | 2次評価    |
| 成果           | ①            |         |
|              | ②            |         |
|              | ③            |         |
| 能力目標         | 要素           | 能力      |
|              | ④            | 求められる水準 |
|              | ⑤            |         |
|              | ⑥            |         |
| 職務に取り組む態度    | ⑦            |         |
|              | ⑧            |         |
|              | ⑨            |         |
|              | ⑩            |         |
| 2次評価者（職名・氏名） |              | Ⓜ       |

【 用】

|              |    |    |         |      |
|--------------|----|----|---------|------|
|              |    |    | 職員氏名    |      |
| 評価項目         |    |    | 1次評価    | 特記事項 |
| 成果           | ①  |    |         |      |
|              | ②  |    |         |      |
|              | ③  |    |         |      |
| 能力目標         | 要素 | 能力 | 求められる水準 | 1次評価 |
|              | ④  |    |         |      |
|              | ⑤  |    |         |      |
|              | ⑥  |    |         |      |
| 職務に取り組む態度    | ⑦  |    |         |      |
|              | ⑧  | 態度 | 求められる水準 | 1次評価 |
|              | ⑨  |    |         |      |
|              | ⑩  |    |         |      |
| 1次評価者（職名・氏名） |    |    | Ⓜ       |      |

**附 則**

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

-----  
**教 育 長 訓 令**  
-----

**高知県教育長訓令第1号**

教育委員会事務局  
各 教 育 機 関

教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月29日

高知県教育長 伊藤 博明

**教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令**

教育長の権限に属する事務決裁規程（昭和46年3月高知県教育長訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第11条第9号を削る。

別表の3の(4)の項中「短縮及び育児又は介護を行う職員の」を「短縮等及び」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

-----  
**教 育 長 告 示**  
-----

**高知県教育長告示第1号**

昭和51年3月高知県教育長告示第1号（高知県保護有形文化財等の指定、選定及び認定の基準の定め）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。

平成31年3月29日

高知県教育長 伊藤 博明

5の(2)の次に次のように加える。

(3) 民俗技術のうち次のいずれかに該当し、特に重要なもの

ア 技術の発生又は成立を示すもの

イ 技術の変遷の過程を示すもの

ウ 地域的特色を示すもの

6の(1)イ中「古戦場」を「戦跡」に改める。